

9月1日は「防災の日」

大正12年(1923)9月1日に発生した関東大震災は、死者・行方不明者14万人以上という未曾有の被害をもたらしました。そこで、9月1日を「防災の日」と定め、災害への備えを怠らないよう、全国各地で防災訓練などが行われています。



▲関東大震災で堤防が倒壊した大磯海岸 (大震災記念写真帳より)

大地震の被害想定が見直されました

神奈川県では、今年の7月に大地震による被害想定の見直しについて発表しました。

近い将来に発生が危惧されている神縄・国府津―松田断層帯地震など8つの地震について、より詳細なデータに基づいて被害想定を算出しています。

町でも、最大震度が6強以上となる場合があり、甚大な被害が出る予想されています。

県では、「神奈川県地震防災戦略(仮称)」を策定していくとともに、内容について冊子の配布やホームページなどで順次公開を行っていく予定です。

地震に対する事前対策を

- ① 寝室にはなるべく家具を置かない。
- ② 家具に転倒防止器具を取り付ける。
- ③ 窓ガラスには飛散防止フィルムを貼る。
- ④ 通路や出入口には荷物は置かない。
- ⑤ 割れたガラスを踏んで怪我をしないよう丈夫なスリッパを用意する。
- ⑥ 懐中電灯、ボール、ヘルメット、非常持出品などを常備し、定期的に期限などを確認しておく。
- ⑦ 地域の防災訓練に参加したり、家族で防災会議を開いたりして、いざという時に適切な対応ができるよう準備しておく。



自分の身は自分で守ろう

災害時には、まず自分の身を守ることが必要です。

また、発生後に町や消防などの公的機関がすぐに全ての災害現場で救援活動を実施することは困難です。

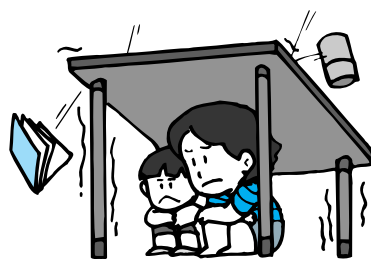
そのため、地域の自主防災組織などが「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚や連帯感に基づいて、地域ぐるみで人命救助や初期消火を行います。



地震が起きたら

①「地震発生」

地震の揺れを感じたら、慌てずテーブルや机の下に身を隠し、身の安全(特に頭部)を確保しましょう。最初の大きな揺れは約1分間です。家にいる場合は、火の始末を素早く行い、ドアや窓を開け、逃げ道を確保することが必要ですが、揺れが大きくて動けない場合は無理をせず、身の安全確保を最優先しましょう。



②「発生後1〜2分」

いっしょにいる家族の安否を確認しましょう。また、火元を確認し、ガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを切りましょう。出火していたら初期消火を行います。火が天井まで達していた場合は速やかに避難してください。



③「発生後3分〜」

隣近所の人へ声をかけ、近所で出火していたら初期消火を行います。また、避難する必要がある場合は、非常持出品を用意しましょう。

④「発生後5分〜」

ラジオなどで情報を確認し、避難後は協力して消火・救出・救援活動を行います。また、余震にも注意しましょう。



地震発生時は津波に注意を

大きな地震が発生した場合、津波が来襲する危険性がありますので、海岸や河川付近にいるときは、すぐに高台などへ避難しましょう。

また、津波は何度も来襲する可能性があるため、津波警報や注意報が解除されるまでは絶対に海岸や河川に近づかないようにしましょう。



災害時要援護者支援制度

町では災害発生時に自力で避難することが困難な方を対象とした支援マニュアルとして「災害時要援護者支援マニュアル」を策定し、地域のみなさんの理解と協力により、防災力の充実強化を図っています。

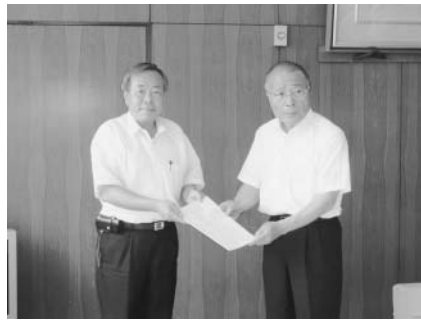
この制度は、支援が必要な方に登録していただき、その情報を地域の支援団体と共有することで災害時に要援護者のスムーズな救出・避難活動に役立てるものです。

なお、申請にあたり個人情報保護の観点から本人及び家族の方に同意していただき、関係支援団体以外への情報提供や目的外の使用をしないよう十分配慮しています。

姉妹都市と物資応援訓練を実施

町では、姉妹都市である長野県小諸市及び岐阜県中津川市と、災害時にお互いに支援し合うため、平成17年11月15日に防災協定を締結しています。

このたび、神奈川県被害想定の見直しに合わせ、7月14日に小諸市を訪問し、情報交換を行うとともに、今年の防災訓練において、お互いに物資応援訓練を行うことといたしました。



▲物資応援訓練に協力依頼

また、今後は中津川市へ同様の訪問を行い、防災体制の強化を推進してまいります。

問い合わせ

防災対策室 ☎内線 241

広域避難場所

大規模地震の時の延焼火災から身を守るための一時的な場所

名称	対象地区
大磯中学校	神明町、北下町、北本町、南下町、南本町、茶屋町、裡道、台町
県立大磯城山公園	西小磯東(J R 東海道本線以南)、西小磯西(J R 東海道本線以南)、中丸(国道1号以北及び不動川以東)
大磯運動公園	西小磯東(J R 東海道本線以北)、西小磯西(J R 東海道本線以北)、馬場
大磯ロングビーチ	中丸(国道1号以南かつ不動川以西)、国府新宿(J R 東海道本線以南)
国府中学校	生沢、月京、石神台、国府新宿(J R 東海道本線以北)

※町では都市計画区域に基づく市街化区域以外の地区(寺坂・虫窪・黒岩・西久保)については、広域避難場所を指定していません。

※高麗・東町・長者町・山王町の4地区につきましては、大火災が発生した場合、近くの公園や公共施設等を一時的な避難場所としてご利用ください。また、町では一時的な避難場所を増やすため、民間の土地の利用も含め調整しておりますので、ご理解ご協力をお願いします。

指定避難所

大地震等の発生で、被災により自宅等で生活できない方が一定期間入所するための施設

名称	地区名等
平塚商業高等学校	高麗(3丁目東海道本線以北)
平塚工科高等学校	高麗(3丁目東海道本線以南)
大磯高等学校	高麗(1丁目・2丁目)、東町、長者町
大磯小学校	山王町、神明町、北下町、北本町、南下町、南本町、茶屋町、裡道
大磯中学校	台町、西小磯東、西小磯西
国府小学校	中丸、馬場、月京、国府新宿
国府中学校	生沢、寺坂、虫窪、黒岩、西久保、石神台
福祉センターさざれ石	災害時要援護者
障害福祉センターすばる	災害時要援護者

※災害時要援護者とは、高齢者・身体障害者・知的障害者・精神障害者・児童・病弱者・乳幼児・妊産婦・外国人等の地震災害時に迅速かつ適切な避難行動をとることが難しく、また、必要な情報が得られないなど、災害時にハンディキャップを負う可能性の高い方をいいます。